

一般社団法人 世田谷区医師会定款

附 世田谷区医師会定款施行細則

目次

一般社団法人	世田谷区医師会定款	・ ・ ・ ・ ・ 1
同	世田谷区医師会定款施行細則	・ ・ 11

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人世田谷区医師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互に協力して、医学医療の進歩発展と公衆衛生の普及向上を図り、もって地域社会の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 医学・医療・保健・福祉に関する調査、研究及び図書・資料の収集
- 2 前項に関する講習会、講演会、研究会等の開催
- 3 社会保障医療に関する事業
- 4 公衆衛生の普及発展に関する事業
- 5 地域医療・保健・福祉及び産業保健に関する事業
- 6 医療連携に関する事業
- 7 緊急医療に関する事業
- 8 学校保健及び学校医に関する事業
- 9 医業経営の向上改善及び開発に関する事業
- 10 看護師養成に関する事業
- 11 会報、出版その他広報に関する事業
- 12 その他本会の目的達成上必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次の4種とする。

- 1 A会員 東京都世田谷区（玉川支所管内を除く）内（以下、本会区域内という。）に就業所又は住所を有する医師のうち、病院、診療所の開設者及び管理者、ならびに本人の希望により理事会で認められた医師
- 2 B会員 本会区域内に就業所又は住所を有する医師のうち、病院、診療所その他の施設に勤務する医師
- 3 C会員 A会員及びB会員から引退した者等で、別に細則に定める医師
- 4 D会員 本会地域内の国立病院・大学附属病院・公的病院施設等に勤務する医師、または本会地域内に居住する国立病院・大学附属病院等に勤務する医師で、別に内規に定める者

- 2 前項の会員のうち、A会員、B会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員とする。

(入会手続)

第6条 本会へ入会しようとする者は、別に定める様式の入会申込書を会長に提出し、会長は、細則で定めるところにより、理事会の決議を経て入会の可否を決定する。

- 2 理事会の承認を得た当該入会申込者は、所定の入会金等を納付した後、所定の手続きを経て本会会員となる。

(異動の届出)

第7条 会員は、入会申込書記載事項に異動が生じたときは、すみやかに本会に届け出なければならない。

(退会手続)

第8条 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める様式の退会届を会長に提出しなければならない。

(会員の義務)

第9条 会員は、定款、総会の議決その他本会の規約を守り、本会の行う事業に参加、協力するとともに、医師の倫理を尊重し、社会の尊敬と信頼とを得ることに努めなければならない。

(会費等納入の義務)

第10条 会員は、第11条に定める会費及び負担金等を納入しなければならない。ただし、細則の定めるところにより、その納入を減免することができる。

- 2 入会の承認を受けた申込者は、本会所定の入会金を納入しなければならない。

- 3 会長は、会員が第1項の義務を怠った場合は、第14条にかかわらず、細則の定めるところにより、当該会員の会員資格の全部又は一部を停止することができる。

(会費、負担金等)

第11条 会費、負担金及び入会金等の額、納入時期及び納入方法等は、総会で別に定める。

(会費等の不返還)

第12条 既納の会費、入会金及び負担金等は、如何なる理由があっても返還しない。

(資格喪失)

第13条 次の各号に該当する場合は、会員たる資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 死亡
- (3) 除名
- (4) 就業所及び住所の何れをも失ったとき
- (5) 第10条の支払義務を1年以上履行しなかったとき

(処分)

第14条 会長は、会員で次の各号の何れかに該当する者に対し、本会医道審議会の提言及び理事会の決議を経て、戒告、会員資格の一時もしくは一部停止処分、又は会員に対する退会勧告、総会に対する除名勧告を行うことができる。

- (1) 医師の倫理に違反した者
- (2) 会員の義務を怠った者
- (3) 本会の名誉を著しく毀損した者
- (4) 総会の議決又は本会の定款その他の規則に違反した者
- (5) 本会の秩序を著しく乱した者

2 会長は、会員で前項の各号の何れかに該当する者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条2項の多数による総会の決議を経て、除名処分をすることができる。

3 会員を除名しようとする時は、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

4 会員が反社会的活動や公序良俗に反する行動を行い、またはこれに関与したことが認められる等緊急性がある場合、会長は、本会医道審議会の提言を待たずに、理事会決議を経て、当該会員に対する戒告、会員資格の一時もしくは一部停止の処分、又は会員に対する退会勧告、総会に対する除名勧告を行うことができる。なおその場合、事後、本会医道審議会の審議を行うこととする。

第3章 役員

(役員)

第15条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----|-----------------------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名以上4名以内 |
| 理事 | 16名以上20名以下（会長、副会長を含む） |
| 監事 | 2名 |

2 前項の会長をもって、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の代表理事とし、副会長をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員職務権限)

第16条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

4 監事は次の職務を行う。

(1) 財産の状況を監査すること

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること

(3) 財産の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること

(役員選任)

第17条 理事及び監事は、細則で定める種別の会員の中から総会の決議において選任する。

2 理事会は、会長、副会長を細則に定める理事の中から選定し、及び解職する。この場合において、理事会は、総会の決議により会長候補者、副会長候補者を推挙し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

3 役員欠員ができた場合は、すみやかに補欠の選任を行わなければならない。

4 選任の方法については細則に定める。

5 会長、副会長が事故等により任期中に欠けたときは、総会の推挙を経ずに、理事会の決議により会長、副会長を選定する。

(役員任期)

第18条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

3 前2項の規定にかかわらず、補欠又は増員によって選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了した場合においても、後任者が選任されるまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第19条 役員が心身上の理由又は役員としてふさわしくない行為があったときは、総会

の議決に基づいて解任することができる。この場合その役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

(兼任の制限)

第20条 理事・監事は、相互に兼ねることはできない。

第4章 理事会

(理事会の組織及び招集)

第21条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって組織し、会務を審議執行する。

3 理事会は、会長が招集し、会長はその議長となる。

4 会長は、監事からの請求あるいは会長以外の理事から会議の目的事項を示した上での請求があったときは、すみやかに理事会を招集しなければならない。

5 議事録の作成は、法令の定めるところによりこれを行い、会長（会長が欠席の場合は、出席した理事全員）及び監事が記名押印をする。

(理事会の権限)

第22条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定および解職

第5章 総会

(総会)

第23条 総会は、すべての社員をもって構成し、定時総会と臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員総会とする。

3 定時総会は、年度終了後3か月以内に会長がこれを招集する。

4 臨時総会は、次の場合にすみやかに会長が招集する。

- (1) 毎年度開始前予算を承認するとき
- (2) 理事会で必要と認めたとき
- (3) 社員の5分の1以上の請求があったとき

(総会の権限)

第24条 この定款に別に定めるもののほか、次の事項は総会の議決又は承認を経なければならぬ。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 収支の予算及び決算に関する事項
- (8) 事業計画に関する事項
- (9) 重要な借入金に関する事項
- (10) 重要な財産、営造物の造成管理及び処分に関する事項
- (11) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

2 次の事項は、総会に報告しなければならない。

- (1) 庶務及び事業の概況
- (2) 継続事業の進行状況及び収支会計
- (3) 理事会の決定したもののうち、特に重要な事項
- (4) 看護師養成に関する事項
- (5) その他重要な事項

(総会の招集手続)

第25条 総会の招集については、少なくとも7日前にその会議の目的たる事項・日時・場所を社員に通知しなければならない。

(議長・副議長)

第26条 総会の議長及び副議長は、細則で定める種別の会員の中から総会の決議において選任する。その選任方法等については細則に定める。

- 2 総会議長・副議長の欠員ができた場合は、すみやかに補欠の選任を行わなければならない。
- 3 議長は、議事を整理し、議場の秩序を保ち、会議を主宰する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(総会の決議)

第27条 総会は、社員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。但し、委任状を提出したものは出席とみなす。

- 2 議事は、出席した社員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第28条 総会の議長は、議事録を作成しなければならない。議事録は出席者の姓名及び議事の顛末を記載し、議長及び出席した理事のうちから2名の合計3名の記名押印を要する。

第6章 委員会及び部会長会

(委員会)

第29条 会長は、必要と認めたときは、理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、会長の諮問機関であって、会長の諮問事項に関して調査研究を行い、審議の結果は文書をもって会長に答申する。
- 3 委員会に関する事項は、細則に定めるほか、理事会の決議を経て、会長が定める。

(部会長会)

第30条 本会に部会長会を置く。

- 2 部会長会は、各部会の部会長をもって組織する。
- 3 部会長会の運営は、細則に定める。

第7章 医道審議会

(医道審議会)

第31条 本会に、医道審議会を置く。

- 2 医道審議会では、以下の事項について討議又は調停並びに調査するとともに、医師の倫理等について必要に応じて検討し、理事会および総会に対して意見を述べる。

- (1) 会員の処分及び権利の回復に関する事項
- (2) 会員の身分及び権利・義務・業務に関する事項
- (3) 会員相互及びその他の紛議に関する事項

3 医道審議会の運営、その他必要な事項は細則に定める。

第8章 会計及び財産

(財産の管理)

第32条 本会の財産は、会長が管理する。

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(剰余金の分配の禁止)

第34条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更と解散

(定款の変更)

第35条 定款は総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第36条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第38条 本会に事務局を置く。

2 本会の事務局の職制並びに職員の任免は会長が行う。

3 事務局長の選任及び解任は、理事会で決議する。

第11章 雑 則

(施行細則)

第39条 この定款の施行細則については総会の決議を経てこれを定める。

公告の方法

(公告の方法)

第40条 当会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

付 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事及び業務執行理事は、次のとおりとする。
会長 古畑 正（代表理事）
副会長 秋元 直人、窪田 美幸（業務執行理事）
- 4 移行日前日における社団法人世田谷区医師会定款施行細則第2条に規定するA会員については、移行日において本定款第5条に規定するA会員の、B会員については、移行日において本定款第5条に規定するB会員の、C会員については、移行日において本定款第5条に規定するC会員の、B2会員については、移行日において本定款第5条に規定するD会員の資格を取得する。

平成25年4月1日

改正 平成25年6月27日

改正 平成30年6月28日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人世田谷区医師会定款に基づき、本会の運営に関する細則を規定することを目的とする。

第2章 会 員

(会員の種別)

第2条 C会員は、A会員及びB会員から、高齢・病気その他の理由で医業より引退した医師のうち本人が希望し理事会が認めた医師とする。

(入会申込書等の様式)

第3条 入会しようとするときの入会申込書、退会しようとするときの退会届出書の様式は、理事会でこれを定める。

(入会の申込)

第4条 入会の申し込みを受けたときは、会長は、すみやかにこれを調査し、理事会の決議を経て入会の可否を決定する。入会を認めたときは、その旨を申込人に通知するとともに、入会申込者から入会金が納入され次第、世田谷区医師会会員証を発行し、別に定める方法でその姓名を会員に告示するものとする。

2 会長は、入会を認めるべきか否かについて疑義があるとき、医道審議会に諮り、その審議決定を経て、理事会に諮ることができる。

3 入会申込者は、本会の入会申込書と同時に、日本医師会及び東京都医師会の入会申込書を作成し、本会を経てそれぞれの医師会に入会の手続きをとるものとする。

4 B、C及びD会員が世田谷区（玉川支所管内を除く）内に管理者として就業所を開設する場合は、所定の手続きを経てA会員にならなければならない。

5 入会申込者は、入会が認められた場合、すみやかに入会金を納入しなければならない。

(会員権の停止)

第5条 会員が、会費・負担金等の納入を怠り、第8条の督促を受けたにもかかわらずこれを納入しないときは、会長は当該会員に対し、会員資格の全部又は一部を停止することができる。

- 2 前項により、会員資格の停止を受けた者について、その事由が消滅したときは、会長はその停止を解除しなければならない。

(退会日)

第6条 会員が退会のため、所定の退会届を提出した時は、本会事務局にその提出した日を以って退会とする。

(会費・負担金の減免)

第7条 会費・負担金等は別に理事会で定める一定の基準により、理事会の決議を経て減免することができる。但し、次の総会にこれを報告し、その承認を得なければならない。

(会費等の督促)

第8条 会費及び負担金等の納入を怠った会員に対して会長は、その納入期日を定めてこれを督促するものとする。入会金等の納入を怠った本会申込者に対しても同様とする。

第3章 役員

(役員を選任)

第9条 理事は、社員たる会員の中から選任する。ただし、定員の3分の2以上はA会員とする。

- 2 監事は、A会員の中から選任する。

- 3 会長・副会長は、A会員たる理事の中から選定する。

(理事の職務上債務保証の承継)

第10条 特別の事業に資する目的をもった借入金（一時借入金を除く）又は預かり金について、理事が職務上その保証人となっている場合には、後任の理事はその就任の日から前任者の保証の義務を承継するものとする。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

- 3 その任期は、役員任期と一致する。

第4章 理事会

(運営等)

第12条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ理事会を開き決議することができない。

- 2 理事会の議事は、出席者の過半数をもって行う。なお、特別の利害関係を有する理事は、議決権を有しない。

第5章 総会

(総会の議長・副議長の選任)

第13条 総会の議長・副議長の選任は、第9章選挙に定めるものとする。

- 2 議長・副議長は、任期満了までの総会において出席会員の過半数の同意を得て、引き続き議長・副議長をつとめるものとする。
- 3 総会の議長・副議長はA会員の中から選任する。

(総会の運営)

第14条 総会の運営は、総会議長がこれに当る。

- 2 総会議長及び副議長がともに事故あるとき又はともに欠けたときは、総会出席者のうちのA会員の中から総会出席者の互選により選任された者がその職務を行う。

第6章 部会

(部会の構成、職務、権限)

第15条 本会の全地域を適当な数の部会に分け、各部会に部会長を置く。部会の地域、数は理事会で審議決定し、総会に於て報告をする。

- 2 部会は、部会員の中から定款に定める医道審議会委員、選挙管理委員及び本条第1項に定める部会長等を選出する。
その選出に関しては、部会に一任する。
- 3 部会は、前項に欠員が生じたときは、すみやかにこれを補充する。
- 4 部会長は、医道審議会委員を兼ねることができない。
- 5 各部会をそれぞれ数班に分け、各班に班長を置く。その選出に関しては、部会に一任する。

6 部会の会員は、必ず部会の会議に出席し、本会の運営に協力するものとする。

(部会長会)

第16条 部会長会は、必要に応じて、会長がこれを招集する。

2 部会長会の議長は会長が、副議長は副会長がこれに当る。

3 部会長会は、理事会で決定された事項その他会務運営上必要な事項の伝達連絡をはかり、会員の理解と協力を得ることを目的とする。

4 部会長は、必要に応じて部会員の意見を、部会長会において述べるができる。

第7章 委員会等の会務

(会務の分担)

第17条 会長は、理事会での決議を経て、会務運営のため必要な部を設ける。理事は各部を分担して担当するものとし、担当理事は会長が委嘱する。

(委員会)

第18条 委員会は、会長の諮問機関として必要な場合、理事会の決議を経て設置する。

(委員、委員長)

第19条 委員会の委員は、会員の中から会長が委嘱する。

2 委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会の議事、その他必要な記録を作成するものとする。

4 各委員の任期は他の役員任期と一致する。

(特別委員会)

第20条 会長が必要と認めたときは、総会の決議を経て特別委員会を設けることができる。

2 特別委員会は、付託された特定の事項について審議する。

3 特別委員会の構成は、付託される事項によってその都度これを決める。

4 特別委員会の委員は、会長が委嘱し、その任期は任務終了までとする。

5 委員長の選出は、委員の互選による。

(囑託)

第21条 会長は、事業推進のため必要に応じて囑託を委嘱することができる。

(医事紛争)

第22条 会員と診療委託者との紛争については、当該会員の申告に基づいて、世田谷区医師会は東京都医師会・日本医師会にその処理を付託するものとする。

第8章 医道審議会

(医道審議会)

第23条 医道審議会は、各部会から1名ずつ選出された医道審議会委員をもって組織する。

2 委員の任期は役員任期と一致する。

(医道審議会の委員長、副委員長)

第24条 医道審議会は、委員の互選によって、委員長及び副委員長各1名を選出する。委員長及び副委員長の任期は、これを選出した審議委員の任期と同じとする。

2 委員長は、議事を整理し、医道審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(医道審議会の招集)

第25条 医道審議会は、次の場合に委員長がこれを招集する。

- (1) 会長・理事会又は監事の要請があったとき。
- (2) 委員長又は委員3名以上が必要と認めたとき。

2 会員から要請があったときは、前項(2)の規定によるものとする。

(医道審議会の運営等)

第26条 医道審議会の運営は、委員長が議長となりこれに当る。

2 医道審議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 医道審議会の議事は、無記名投票により出席委員の3分の2以上の決議を得てこれを決する。

4 委員長は、医道審議会の審議に会長の出席を要請し、審議に付されている事項について会長の意見を求めることができる。

- 5 定款31条第2項に定める事項の審議決定に当っては、適宜関係者の出席又は文書による意見を求めることができる。
- 6 会議録の作成については、定款に定める総会議事録作成の規定を準用する。

第9章 選挙

(選挙の適用範囲)

第27条 総会における理事、監事の選任、東京都医師会代議員、予備代議員の選出、総会議長・副議長の選出は、この章の定める方法による。

- 2 総会において理事会に推挙する会長・副会長候補者の選出も前項と同様とし、総会の総意として理事会に推挙された後、理事会の決議により会長・副会長に選定する。

(選挙権、被選挙権)

第28条 選挙総会前月の末日まで引き続き社員である会員は、すべて選挙権及び被選挙権を有する。但し、選挙総会当月に退会した者はこの限りでない。

- 2 社員以外の会員は、前条にかかげる選挙の選挙権及び被選挙権を有しない。

(選挙管理者)

第29条 本会に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員は、選挙に関する一切の業務を管理執行する。

(選挙管理委員会)

第30条 選挙管理委員会は、選挙管理委員をもって組織する。

- 2 選挙管理委員は、各部会から1名ずつ選出された選挙管理委員及び部会長をもって構成する。欠員が生じたときは、その部会内ですみやかに補充する。
- 3 選挙管理委員は、互選により委員長1名及び副会長2名を選出する。
- 4 選挙管理委員は、役員、総会議長、副議長、次期立候補者又は推薦人を兼ねることができない。
- 5 当該選挙にかかわる初回の選挙管理委員会の招集は、選挙2か月前までに会長が行う。
- 6 選挙管理委員会の決議は、過半数をもってこれを決する。

- 7 選挙管理委員の任期は、選挙後1か月とする。
- 8 選挙管理委員会に選挙事務局を置き、その職務には本会事務職員をこれに当てる。
- 9 選挙事務局に選挙人名簿を備え、名簿は投票日前月末日をもって作成するものとする。
- 10 細則に定めのない事項については、別に内規に定める。

(選挙の公開)

第31条 選挙は、選挙人及び候補者に公開される。

- 2 投票及び開票は、選挙人又は候補者から求めがあったとき、選挙管理委員会が選挙の妨げにならないようあらかじめ指定した場所において、先着順5名以内に限り入場を許可することができる。

(選挙の方法)

第32条 選挙は、会員の無記名投票によって行い、委任状による投票は認めない。

(候補者)

第33条 役員、東京都医師会代議員及び総会議長・副議長の選挙は、社員2名の推薦があつて、立候補の届け出をした者を候補者とする。

- 2 立候補者は、他の立候補者の推薦人となることはできない。
- 3 立候補者が自ら立候補届出書を取り下げたときは、その時点で立候補を辞退したものとみなす。

(立候補の届出)

第34条 立候補者は、本人及び推薦人2名の住所・姓名(捺印)・所属部会を記載した届出書一式を、選挙の告示があつた日から立候補届け出の締切期日までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

- 2 前項の届出書とは、所定の様式にしたがった立候補同意書、立候補者推薦書及び立候補者経歴書を一括したものをいう。

(会長候補者の立候補)

第35条 会長候補としての立候補者は、届出締切までに立候補の抱負を、1,000字以内の文書として選挙管理委員会に提出しなければならない。

- 2 選挙管理委員会は、前項の文書を選挙にかかわる公文書として、候補者一覧表と共に会員に配布しなければならない。

(立候補の特例)

第36条 候補者の数が定員数に達しないとき選挙管理委員会は、選挙前日の17時まで、立候補の届出締切を延期することができる。

- 2 前項の場合には、直ちにその旨を選挙人に通知しなければならない。

(候補者一覧表)

第37条 選挙管理委員会は、候補者一覧表を作成し、少なくとも選挙期日7日前までに選挙人に送付するものとする。

- 2 候補者一覧表には、候補者の姓名・年齢・住所・所属部会・経歴及び推薦人の姓名・所属部会を記載しなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、選挙当日投票所に候補者の姓名を掲示しなければならない。
- 4 候補者一覧表その他における候補者の姓名掲載の順位は、抽選で決める。

(投票日・投票時間)

第38条 選挙の投票日は改選総会の当日とする。但し、臨時の選挙についてはこの限りではない。

- 2 投票時間は10時より15時までとする。但し、必要に応じ、選挙管理委員会の決議を経て告示前に変更することができる。

(投票所)

第39条 投票所は、総会議場外の別室とする。

- 2 投票時間内は、選挙管理委員及び選挙事務局員から2名以上を常に立ち合わせなければならない。

(選挙人の確認)

第40条 選挙人は選挙人名簿と照合確認するため、選挙管理委員に本会発行の世田谷区医師会会員証を必ず掲示しなければならない。

- 2 投票時間内にこの会員証の掲示のないときは、投票を棄権したものとみなす。

(投票用紙の交付)

第41条 投票用紙は、選挙当日選挙管理委員が選挙人の会員証を確認の上、投票所において選挙人に交付する。

(投票の方法)

第42条 会長候補者・副会長候補者、監事及び総会議長・副議長の選挙は、単記投票とする。

- 2 第1項以外の理事の選挙については、制限連記制によって投票する。
- 3 前項の投票においては、定員の半数を連記するものとする。但し、その定員の半数に端数を生じた場合はこれを切り捨てる。
- 4 東京都医師会代議員の選挙は定員連記制によって投票する。

(投票の省略)

第43条 役員、東京都医師会代議員及び総会議長・副議長の選挙は、候補者の数が定員数と同じとき、その投票を省略することができる。

- 2 前項により東京都医師会代議員の投票が省略された場合は、当該選挙後選定された会長が、その順位を決定する。

(無効投票)

第44条 第42条の規程による投票で、次に掲げるものは無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの
- (2) 候補者の姓名又は姓以外を記載したもの、及び同姓の候補者があるとき、姓のみを記載したもの
- (3) 候補者の姓名を確認し難いもの
- (4) 候補者でないものの姓名を記載したもの
- (5) 単記投票において、1投票中に2名以上の候補者の姓名を記載したもの
- (6) 制限連記投票において、定められた数を超え、又は定められた数に足りない数の候補者の姓名を記載したもの
- (7) 制限連記投票において、同一候補者の姓名を2回以上記載したもの
- (8) 選挙人が連記投票用紙を切りはなしたもの

(投票の効力決定)

第45条 投票の効力は、選挙管理委員会が決定する。

- 2 選挙に関する疑義の解決は、選挙管理委員会の決議によるものとする。

(投票の締切り、開票)

第46条 投票は、投票時間の終了をもって締切り、選挙管理委員3分の2以上の出席を得て直ちに開票する。

(当選者の決定方法)

第47条 当選者は、最高得票者から定数に応じて順次これを決定する。

- 2 得票数に同数の者が生じたときは、年長順に当選者を決定する。
- 3 東京都医師会代議員の選挙については、最高得票者から順次定員までを代議員当選者とする。東京都医師会予備代議員は、当該選挙後選定された会長がA・B

会員の中から選出する。次回選挙までの間に代議員の増員・欠員があった場合は、役員の中から会長が任命する。

(当選者の決定、報告)

第48条 選挙管理委員会は、得票数確定後直ちにこれを総会議長に報告しなければならない。

- 2 総会議長は、投票総数、有効投票数、無効投票数及び各候補者の得票数を総会議場に公示し、当選の決定を宣言するとともに、当選者をもって第27条1項、2項に従い本総会において選任、選出し、理事会へ推挙することを報告する。

第10章 会計

(細目の制定)

第49条 会計の経理及び資産の保管に関する細目は、本章及び経理規程に定める。

(経費の支出)

第50条 毎会計年度内の経費は、その年度内の歳入をこれに充てる。

(本会の経費)

第51条 本会の経費は、次の各号をもって充てる。

- 1 会費
- 2 入会金
- 3 負担金
- 4 特別会計より繰入金
- 5 資産から生ずる収入
- 6 寄付金
- 7 その他の収入

(事業年度)

第52条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 財務に関する報告は、事業年度終了後3ヶ月以内行うものとする。

(予算の作成)

第53条 毎会計年度の予算は、理事会の決議を経て、会長がこれを作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 既定予算の追加又は補正をしようとするときも又同様とする。

(一般会計及び特別会計)

第54条 本会の会計は、一般会計及び特別会計に区分する。特別会計は、合理的な理由

に基づき、必要に応じて、理事会の決議により設けることができる。

- 2 通常の会費、負担金、寄付金及びその他の収入金に関する出納を一般会計とする。
- 3 特別の目的をもって徴収した会費・負担金・寄付金及びその他の収入金に関する出納を、必要に応じて、特別会計とし、それぞれ明確に区分する。
- 4 特別の目的をもった借入金（一時借入金を除く）又は預り金に関する出納を、必要に応じて、特別会計とし明確に区分する。
- 5 特別の目的をもって交付あるいは委託された収入金に関する出納を、必要に応じて、特別会計とし、明確に区分する。
- 6 特別会計の収支については、これを総会に報告しなければならない。

（会計年度）

第55条 収支計算に関する報告は、手続き等においてやむを得ない事情が生じたとき、理事会の決議を経て、報告の月を1か月以内に限り変更することができる。

（経理規定）

第56条 本会の経理を明確にするため、別に経理規定を定める。

- 2 特別会計の経理は一般会計に準ずる。

（予算の流用）

第57条 一般会計の経費は、予算で定めた目的以外に使用することはできない。

- 2 各款の金額は互に流用することができない。但し、同一款内における各項予算の金額は会長の承認を得て流用することができる。

（剰余金）

第58条 各年度において歳出に剰余があるときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（継続費）

第59条 継続事業については、継続事業予算を編成し、事業年度を通じて支出の逐次繰越をなすことができる。

（帳簿の閲覧）

第60条 会計に関する帳簿は、会員の申出があるとき、その閲覧に供しなければならない。

第11章 表彰・慶祝

(表彰)

第61条 本会は次の者に対し、理事会の決議を経て表彰することができる。

- 1 本会のために著しく功労があった者
- 2 永年医業に従事した者
- 3 長年勤続の本会の職員
- 4 会員の医療機関における長年勤続者

2 表彰規定は、別に定める。

(慶祝)

第62条 本会は長寿会員に対し、慶祝することができる。

2 慶祝規定は、別に定める。

第12章 補則

(理事の順序)

第63条 会長は、予め理事の順序を定めて会務の運営を円滑ならしめるものとする。

(細則の変更)

第64条 定款施行細則変更の決定は、総会の議を経なければならない。

付 則

(施行の日)

この定款施行細則は、平成25年4月1日から施行する。

この定款施行細則は、平成30年6月28日から改正する。

平成 30 年 6 月 印刷

平成 30 年 6 月 発行

編集兼

発行人 一般社団法人 世田谷区医師会

発行所 一般社団法人 世田谷区医師会

東京都世田谷区三軒茶屋 2-53-16

電話 (03) 3410-5111

